平成２４年（再イ）第２４号
京都府八幡市欽明台東３番地１　Ｂ―1105号
再生債務者　永井　廣子
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月15日まで
平成24年５月18日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第１号
香川県綾歌郡宇多津町350番地　三菱化学団地302―14
再生債務者　野田　寛人
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月15日まで
平成24年５月18日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（再イ）第４号
北海道紋別市南が丘町５丁目13番６号
再生債務者　柳原　栄一
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月21日まで
平成24年５月17日　旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（再イ）第３号
滋賀県東近江市種町946番地
再生債務者　大橋　武男
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月21日まで
平成24年５月17日　大津地方裁判所彦根支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第２０６号
北九州市小倉南区徳力４丁目４番７―812号
再生債務者　竹垣　伸一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年10月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第３１号
横浜市港北区新吉田東２丁目18番６号
再生債務者　冨加見幸恵
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年５月17日
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
青森県弘前市大字新町46番地
再生債務者　小山内洋明
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月14日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月28日から平成24年７月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（再ロ）第３０号
大阪府高槻市郡家本町59番11号
再生債務者　濱田世津子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月14日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月18日から平成24年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１号
千葉県市川市伊勢宿18番13号
再生債務者　内山　　勝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月30日まで
平成24年５月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第２号
千葉市稲毛区長沼原町317番地１　ヴィルフォーレ稲毛５番館701号
再生債務者　杉本幸一郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月１日まで
平成24年５月17日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第４号
福島県白河市東釜子字枇杷山169番地
再生債務者　高橋　弘三
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月７日まで
平成24年５月17日
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２４年（再ロ）第１号
愛媛県西条市丹原町古田甲248番地７
再生債務者　渡部　繁久（旧姓宮瀬）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月８日まで
平成24年５月18日　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（再ロ）第５号
香川県仲多度郡琴平町五條764番地
再生債務者　大西　　東
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月15日まで
平成24年５月18日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（再ロ）第１号
兵庫県明石市大久保町八木165番地の７
再生債務者　大澤　　潤
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年５月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年６月18日まで
平成24年５月18日
神戸地方裁判所明石支部再生係

会社更生

会社更生

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月七日
掲載頁　七十一頁（号外第一五〇号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
平成二十四年五月二十八日
札幌市白石区菊水五条二丁目三番一七号
（甲）春雪さぶーる株式会社
代表取締役　松本　　信
神奈川県藤沢市鵠沼蒲沢七〇番地四
（乙）相模ハム株式会社
代表取締役　松本　　信

会社更生

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年五月二十二日
掲載頁　五十四頁（号外第一一一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年五月二十二日
掲載頁　五十四頁（号外第一一一号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年五月二十二日
掲載頁　五十四頁（号外第一一一号）
平成二十四年五月二十八日
宮城県亘理郡亘理町字江下一一一番地
（甲）株式会社佐藤製袈裟所
代表取締役　中川　定利
北海道室蘭市中島本町一丁目一一番三号
（乙）株式会社佐藤製室蘭工場
代表取締役　中川　定利
青森県上北郡六戸町金矢一丁目五番地三
（丙）株式会社佐藤製三沢工場
代表取締役　中川　定利